

令和7年度第2回広島市産業廃棄物処理計画検討会議 議事要旨

- 1 日時
令和7年11月4日（火） 午後6時45分～午後8時15分
- 2 場所
広島市中区地域福祉センター ボランティア研修室
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）
西嶋 渉（座長）、岡田 欣也、崎田 省吾、佐々木 緑、寒川 起佳、中川 明雄
 - (2) 事務局（市）
業務部長、産業廃棄物指導課長
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議題
広島市産業廃棄物処理指導計画の策定について
 - (3) 閉会
- 5 公開・非公開の別
公開
- 6 傍聴人の人数
0名
- 7 会議資料
 - ・資料 次期広島市産業廃棄物処理指導計画における基本的事項、各主体の連携・協働と役割、施策の展開、計画の推進について
 - ・参考資料 前々回・前回意識調査結果との比較等

8 発言の要旨

発言者	発言要旨
西嶋座長	・ 事務局から説明をお願いします。
産業廃棄物指導課長	(資料により説明)
岡田委員	・ 電子マニフェスト導入の助成について、パソコンの導入費用ではなく、システム使用料を1年間から2年間くらい助成はできないのか。 ・ また、違法処理と不適正処理は、どのような違いで使い分けているのか。
事務局	・ 電子マニフェストの助成を行っている他自治体の例をみると、パソコン購入費に対して、またはパソコン購入費とシステム基本料に対して助成している。パソコン購入については10万円程度であるが、システム基本料は1～2万円程度であるため、システム基本料の助成だけではインセンティブは働かないと考えている。 ・ 違法処理と不適正処理で大きな意味の違いはないが、違反の度合いや法の該当性等もあり両方を使っている。
西嶋座長	・ 電子マニフェストの利用の妨げになっているのは経費ではないということであれば、何をすれば促進されるのか考えなくてはいけない。処分業者に比べ、収集運搬業者の方が電子マニフェストの加入率が低いことをみると、排出事業者と処分業者から収集運搬業者へ、電子マニフェストを使うよう働きかける等の方法も考えられる。 ・ 電子マニフェストの利用が進めばDX推進になり、市でも排出実態が把握しやすくなる。
岡田委員	・ 国や関係自治体に期待される役割について、内容はあっているものの、市の資料としての書き方としては違和感がある。具体的な書き方については市で検討してほしい。
産業廃棄物指導課長	・ これまでも近隣自治体や国と連携して取組を行っており、記載したものである。
業務部長	・ 記載内容については、市が計画策定の主体としてみた場合の書き方に近づけるという方向で検討する。
西嶋座長	・ 市内の事業者は、市の収集運搬業者や市の処分業者だけに委託しているものではない。他の自治体の業者に渡したり、また逆もある。こうしたことを踏まえ、周辺自治体と連携・情報交換し、全体として最終処分を少なくする等の取組を進めることが必要である。
崎田委員	・ 役割について、広島市と他自治体に分けることは良いと思うが、国や関係自治体について、期待される役割という書き方には違和感がある。市が果たすべき役割となっているのは良いと思う。他自治体については、取り組むべき役割等にするなど、役割の名称も検討してはどうか。
業務部長	・ 他自治体等についても、行政であるため、踏み込んだ書き方にできないかという意見で良いか。
崎田委員	・ 良い。
西嶋座長	・ 法令が追い付いてないことを広島市が国等に働きかけて変えるということがあっても良いと思う。
佐々木委員	・ 各主体の役割が明確になって分かりやすいが、関係団体が何を指しているのか分からない。団体の構成員の例を挙げるなど、具体的な説明を入れてはどうか。 ・ 目標について、電子マニフェスト加入よりも、法令事項であるマニフェストの交付・報告が重要であり、電子マニフェストの利用割合だけでなく、マニフェスト交付・報告に係る指標等もあった方が良いのではないか。
崎田委員	・ 広島県資源循環協会では、マニフェストについて何か対策をとっているのか。

中川委員	電子マニフェスト利用促進については、広島県から補助金が交付されており、その補助により、導入した場合の体験会等を実施している。もしマニフェストが交付されていないのであれば、マニフェスト交付が先であり、次に電子マニフェスト導入となる。
西嶋座長	マニフェストを交付しない業者はあまりないのではないかと。マニフェスト交付は基本である。ただし、現状ではマニフェストがどれだけ交付されているのかを数値で把握することはできない。一つ一つおさえていくことはできないので、電子マニフェスト等の DX により把握できるようにすることが必要なのではないかと。
中川委員	許可を受けている業者は必ずマニフェストを使用している。マニフェストを使用していないということがあるとすれば、適正に処理されていないか、違法業者が扱っている可能性もある。
産業廃棄物指導課長	マニフェストの記載をサービスとして処理業者が行っている例はあると思う。このため、実際にはマニフェストを交付しているが、排出事業者はその認識がないこともある。排出事業者への意識調査での回答が実際の交付状況を表していないことが考えられる。
中川委員	次回の実態調査では、マニフェスト交付は法令事項であることを記載した上で、マニフェスト制度を利用しているかを問うような設問にしてはどうか。
岡田委員	マニフェストの記載を業者が代行しているため、自らがマニフェストを交付している認識がない排出事業者が、意識調査で交付していないと答えている可能性があるのであれば、交付していないという回答は必ずしも違法な状態を示しているとはいえない。
中川委員	マニフェストや契約書に関する事務を、処理業者が代行することはあるが、排出事業者は、法令等についてきちんと理解していることが必要である。処理業者も、やってあげるのではなく、排出事業者に教えて、きちんと書いてもらうようにすることが必要だと思う。
佐々木委員	- 処理業者は、全部一括してやりますといった風にして仕事を取りにいくこともあるように聞く。 - 電子マニフェストとともにマニフェストも推進するという２本で走らせた方が良いのではないかと。
産業廃棄物指導課長	処理業者に丸投げして認識があまりない排出事業者もいる。
業務部長	マニフェストに関する認識をもっと持ってもらうことが必要である。
崎田委員	状況の実態把握は必要だと思う。
西嶋座長	電子マニフェストは、最初は面倒だったり難しそうに思うかもしれないが、一度導入すれば、数が少なかったとしても、紙より楽であることは間違いない。最初を超えることが重要であり、勉強会や動画公開等も考えられる。
岡田委員	紙でのマニフェスト交付と比べると、電子マニフェストが導入されて格段に楽になったことを実感している。実際に体験しないと利便性を感じられないのかもしれない。
西嶋委員	優良事業者を育てることも重要だと思う。
中川委員	有害廃棄物の適正処理について、現在、リチウムイオン電池を破碎しての大火事になった事例もあり、リチウムイオン電池の処理が問題になっている。重要なことは、排出事業者が適切に分別して引き渡してもらうことであり、計画においても、このことを記載してほしい。
産業廃棄物指導課長	安佐南工場でも火事があり、市の埋立地でも作業する委託業者と情報共有しながら対応している。リチウムイオン電池の記載については検討する。
中川委員	処理できる業者が認識されていない面もあると思う。

寒川委員	・ 危険物については、未然に防ぐといった対策が必要だと思う。
西嶋座長	・ 変革期であり、法整備が追い付かない面もある。一般廃棄物では大きな問題であるが、産業廃棄物でどこまで書き込むかということはある。 ・ 他にないようであれば、これで終了する。